

天草家保通信平成26年1月号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3

電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393

ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>

電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



明けましておめでとうございます



明けましておめでとうございます。
旧年中は大変お世話になりました。
依然として近隣諸国では口蹄疫や鳥インフルエンザが発生しており、我が国に侵入する可能性がある状態です。

また、昨年末からの南九州における豚流行性下痢の継続発生についても警戒が必要です。

今年度も職員一同緊張感を持って防疫、衛生対策を実施していく所存ですので、関係者皆様方のご協力をお願いいたします。

平成26年 定期報告について

平成23年の家畜伝染病予防法改正により、家畜飼養者は**2月1日時点**での家畜の飼養状況について県に報告することが義務づけられています。本年も、既に各農家へ定期報告様式が届いていることと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、**小規模飼養者(※)**についても2月1日時点での飼養頭羽数を報告することが義務づけられていますので、報告をよろしくお願いいたします。様式については家畜保健衛生所または各市町村へお尋ね下さい。

※小規模飼養者：以下の条件に該当する家畜飼養者

牛・水牛・馬：1頭飼育まで

豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿：各6頭未満

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：各100羽未満

ダチョウ：10羽未満

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生



- 【全羅北道 扶安(フアン)郡】
 (2) 1月17日: 肉用あひる農家1戸
 (3) 1月18日: 肉用あひる農家1戸
 (4) 1月19日: 肉用あひる農家1戸
 (5) 1月19日: 肉用あひる農家1戸
 (8) 1月20日: 肉用あひる農家1戸
- 【全羅北道 高敞(コチャン)郡】
 (1) 1月16日: 種あひる農家1戸
 (6) 1月20日: 肉用あひる農家1戸
 (7) 1月20日: 肉用あひる農家1戸
 (9) 1月21日: 肉用あひる農家1戸

†: 発生農場周辺の調査・殺処分中に確認された陽性例
 (韓国当局は発生件数としての集計には入れていない。)

確定事例 =
 未確定事例 =

※日付は検査依頼日
 ※下線は更新点
 ※出典: 韓国農林畜産食品部 他

平成26年1月17日、韓国農林畜産食品部は、全羅北道高敞(コチャン)郡の種あひる農場において高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生を確認したと発表しました。

1月24日現在、左図のとおり9戸で発生が確認されており、周辺農場を含む34戸約47万羽が殺処分対象にされ、移動制限も実施されています。

家さん飼養者につきましては、農場消毒、野鳥やネズミ等の野生動物侵入防止対策等の徹底による本病の農場への侵入防止に引き続き万全を期するようお願いします。

【野鳥での発生状況】	【防疫対応状況】
1月17日~: 野鳥検査(8市・道、32件) 1月20日: 東林貯水池(高敞郡)のトモエガモの死体でHPAI(H5N8)確認。 1月22日: 東林貯水池のトモエガモとヒシクイの死体でHPAI(H5N8)確認。 1月23日: 東林貯水池のトモエガモとヒシクイの死体でHPAI(H5N8)確認。 (陽性合計: トモエガモ3件、ヒシクイ2件)	1 殺処分対象: 合計47万2千羽(合計34戸) ・あひる 388,780羽(30戸)、鶏 83,470羽(2戸) ・現在までに殺処分が完了: 43万1千羽(32戸) ・発生農場、疫学関連農場、各発生農場周囲の農場(あひる農場については危険地域(3km)内を対象) 2 移動制限: 472か所(疫学関連農場、畜産関係施設) ・一時的な家さん等の移動停止命令(対象: 全羅北道、全羅南道、光州広域市 期間: 1月19日~1月20日)

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	7月22日	牛・羊	O
高病原性鳥インフルエンザ	中国	12月21日	家さん	H5N2
	中国	12月27日	家さん	H5N1
低病原性鳥インフルエンザ	台湾	11月4日	あひる	H5N3
狂犬病	台湾	継続中	イタチアナグマ	

1月7日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
 天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

豚流行性下痢(PED)について

先月の家保通信でもお知らせしましたが、現在南九州各地でPEDが継続発生しています。**本県でも発生(偽症・1例)**し、平成26年1月21日現在、**鹿児島県82例、宮崎県15例、沖縄県3例、茨城県2例**が確認されており、**感染が拡大している状況**です。養豚農家を含めた畜産関係の皆様におかれましては飼養衛生管理基準の遵守を基本とした本病の侵入対策の徹底をお願いします。

原因

- ・コロナウイルス科のPEDウイルスが原因。伝染性胃腸炎(TGE)ウイルスと近縁。
- ・消毒薬によって容易に失活するが、低温下ではPHに耐性。

症状

- ・豚とイノシシに感染し、全ての日齢の豚で嘔吐・水様性の下痢を呈する。
- ・10日齢以下のほ乳豚で高い死亡率。
- ・繁殖、肥育豚での死亡はほとんど無い。

対策

- ・車両消毒、衛生管理区域専用の長靴・作業着の使用などによる農場内への侵入防止。
- ・導入豚は隔離飼育。
- ・母豚へのワクチン接種。
- ・糞摂食による免疫賦与は大量のウイルスを排出するため実施しない。

早期発見・通報

- ・毎日の豚の観察の徹底。
- ・異常が認められた際は**かかりつけ獣医師や家畜保健衛生所に通報する**。
- ・農場立入者の記帳。



図5 PED発病哺乳豚



図4 未消化固形物を含む黄色水様性下痢
動物衛生研究所HPより

～消毒について～

畜産関連施設入退場時

- ・施設入り口の石灰帯や車両消毒ゲートによる消毒。
- ・動力噴霧器等を用いて荷台やタイヤまわり、運転室のマットの消毒。
- ・施設で使用した前掛けや手袋、長靴等の消毒の徹底。

農場入場時

- ・衛生管理区域内に入る際には必ず荷台等車両全体の消毒を実施。
- ・人や物による病原体の侵入を防止するため、必ず農場専用の衣服、長靴に交換して作業する。

	炭酸ナトリウム ^{※1}	ヨウ素系	塩素系	アルデヒド系	複合	逆性石けん ^{※2}
1. 車体の洗浄	○	× (腐食)	× (腐食)	○	× (腐食)	○
幌(おおい)	○	× (着色)	○	○	○	○
2. タイヤ	○	○	○	○	○	○
タイヤハウス	○	× (腐食)	× (腐食)	○	× (腐食)	○
3. エンジンルーム	○	× (腐食)	× (腐食)	○	× (腐食)	○

参考・車両消毒に係る消毒薬の適正 農林水産省HPより抜粋

※炭酸ナトリウムは低温下は4%水溶液で使用、逆性石けんは口蹄疫には不適